

創業に関するご相談は商工会議所にお任せください

金融情報

新型コロナウイルス感染症に関連する特例制度のご案内

令和4年4月1日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先
経営改善貸付 (金利引下げ)	2,000万円 別枠1,000万円	運転 設備	7年以内 10年以内	1.23% 別枠:0.33%(当初3年間)	新津商工会議所
<p>※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称:マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ②原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ③最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ④常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ⑤所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方</p>					
新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	運転 設備	15年以内 20年以内	当初3年間: 基準金利-0.9% 3年経過後: 基準金利 無担保、据置は 5年以内	日本政策金融公庫
<p>【特別利子補給制度について】 マル経融資(別枠)または新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であり、下記のいずれかの要件に該当する方は、後日、利息部分について、いわゆる利子補給の制度が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用頂けます。 ①小規模事業者(個人):要件なし ②小規模事業者(法人):売上高▲15%減少 ③中小企業者(①、②以外):売上高▲20%減少</p>					
経営支援特別融資 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	3,000万円	運転	10年以内	1.5%~2.2% (保証料補助あり)	各金融機関
相談窓口: 秋葉区役所産業振興課 商工観光係					
新型コロナウイルス対策伴走支援型資金	6,000万円	運転 設備 借換	10年以内	1.15%~1.75% (保証料ゼロ)	各金融機関

令和4年度の雇用保険料率について

~段階的に変更となります~

令和4年度の雇用保険料率を以下のとおりとする法案を、令和4年2月1日に国会に提出しています。法律案が国会で成立し、雇用保険料率が決まりましたら、厚生労働省ホームページ等でご案内します。

【令和4年4月1日~令和4年9月30日】

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業		3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産 清酒製造の事業		4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業		4/1000	8.5/1000	12.5/1000

【令和4年10月1日~令和5年3月31日】

事業の種類	負担者	①労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業		5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業		6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業		6/1000	10.5/1000	16.5/1000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省
ホームページ

新潟県事業継続支援金【まん延防止等重点措置枠】

まん延防止等重点措置の適用に伴う令和4年1月21日以降の飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等(飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者)に対して、事業継続に向けた支援金を支給します。

支給額: 20万円(県内で複数店舗又は事業所を営む事業者は40万円)

受付期間: 令和4年2月28日(月)~令和4年5月31日(火)

対象者: 新潟県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であること。
令和4年1月21日以降の時短要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること。(タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む)

支給要件: 事業者全体の売上高について、令和4年1月から令和4年3月までのいずれか1ヶ月において、前年(又は前々年)同月比で20%以上減少していること。(既に飲食関連事業者等として第1弾支援金又は第2弾支援金を受給している場合、今回の支給要件を満たせば支給対象)

申請方法: ※郵便物の追跡が出来る方法(簡易書留等)で「郵送」してください。
申請書類は、「新潟県事業継続支援金」ホームページからダウンロードできます。

新潟県事業継続支援金 まん延防止等重点措置枠 🔍 検索

宛先 〒950-0916 新潟市中央区米山4丁目1-28 藤巻ビル5階
新潟県事業継続支援金センター 宛

お問い合わせ先 新潟県事業継続支援センター (TEL:050-5443-3037)
※受付時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)

新潟市飲食関連事業者支援金【まん延防止等重点措置枠】

支給要件: 「事業継続支援金(飲食関連事業者等)[まん延防止等重点措置枠]」の支給決定を受けた事業者 支給額: 1事業者あたり10万円

受付期間: 令和4年3月22日(火)~令和4年5月31日(火)

※郵便物の追跡が出来る方法(簡易書留等)で「郵送」してください。
新潟市飲食関連事業者支援金センター (TEL:025-255-5127)
〒950-0082 新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビル3階
JTB 新潟支店内 新潟市飲食関連事業者支援金センター宛

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間 2022年1月31日(月)~5月31日(火)

①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

給付対象
①新型コロナウイルスの感染症の影響を受けた事業者
②2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

給付額
中小法人等 上限最大250万円(売上規模によって上限額は異なります)
個人事業者等 上限最大50万円

給付額 基準期間*1の売上高-対象月の売上高×5か月分
*1 2018年11月~2019年3月/2019年11月~2020年3月/2020年11月~2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

申請書類
履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)、收受日付印の付いた2019年(度)・2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え、対象月の売上台帳等、振込先の通帳、宣誓・同意書等
(登録確認機関の継続支援関係がない方は、追加書類が必要になります。)

申請は、事業復活支援金ホームページからの電子申請(インターネットを利用した申請)となります。ご自身で電子申請を行うことが困難な方は、申請サポート会場にて補助員が電子申請の手続きをサポートします。

※申請には登録確認機関の事前確認が必要となります。当所は登録確認機関ですので、会員事業所など、当所と継続支援関係にある場合は、電話での質疑応答のみで事前確認(事前確認通知番号の発行)を行うことができます。

相談窓口・申請サポート会場予約 0120-789-140 事業復活支援金 🔍 検索

太陽光発電承ります

まずはご相談ください

八重電業社
☎22-3131

ソ-ワ
☎27-1070

快適な暮らしは、安心な水まわりから
ジェイケイエスリフォーム トイレ お風呂 キッチン
下水道工事 給水工事 電気工事 ガス工事 浄化槽管理 清掃

(株)浄化槽技術センター

各市町村・水道・下水道指定工事店
新潟市秋葉区小口878-2 TEL0250-22-2530
(営業所) 南区・阿賀野市・五泉市 FAX0250-22-2510
http://www.kaitekimizumawari.com 7-1140 0120-334-805

いつでも どこへでも



(株)川名花店 新潟市秋葉区新津本町3 ☎23-1187